

Title	J・F・バウア編 『〔電気〕エネルギー供給の新構造：国際的概観』
Sub Title	Jürgen F. Baur, Hrsg., "Neue Strukturen der Energieversorgung : Eine internationale Bestandsaufnahme"
Author	藤原, 淳一郎(Fujiwara, Jun'ichirō)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1990
Jtitle	法學研究：法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.63, No.7 (1990. 7) ,p.119- 125
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	紹介と批評
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19900728-0119">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19900728-0119</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

## 紹介と批評

Jürgen F. Baur, Hrsg.

### *Neue Strukturen der Energieversorgung: Eine internationale Bestandsaufnahme*

(Veröffentlichungen des Instituts für Energierecht an der Universität zu Köln Bd. 59)

Nomos Verlag, 1989, 143S.

J・F・ハウア編

### 『電気』エネルギー供給の新構造——国際的概観』

編者の西ドイツ・ケルン大学エネルギー法研究所長ハウア教授 (Prof. Dr. Baur) も指摘するように、電気・ガス等の「電線・導管等の」設備被拘束的エネルギー供給は、伝統的に「安定かつ低廉な」供給のために独占とされ、国营一社 (フランス、イタリ) あるいは公社 (イギリス)、民営の場合 (西ドイツ、アメ

リカ) においても、地域独占により競争が排除されてきた。しかし、近時の各国における国营企業の民営化ならびに政府規制産業の規制緩和の潮流の中で、電気供給システムにおいても、競争の排除は、経済政策的に支持されなくなりつつある (本書一頁)。以下、断りなき限り、頁数は本書の頁数を指す)。このような時期にあって、本書は、一昨年一九八八年一〇月の同研究所主催講演会の報告をとりまとめたもので、各国の電気事業の状況を比較しており、時宜にかなった有意義な企画であるように思われる。なお、本書は、同年九月迄同研究所所長であった (評者とも個人的に親しい) ボエルナー名誉教授 (Prof. Dr. Börner) に献呈されている。

本書は、右のハウア教授の序言に続いて、Jerry L. Pfeffer「合衆国の電気事業における競争と構造変化：輸送ネットワークの第三者のアクセス」(一三—五二頁)、John W. Cottrell「英国電気供給の構造変化」(五三—六三頁)、G. H. Bontius「オランダにおける設備被拘束」(電気) エネルギー供給のシステム」(六五—八五頁)、Alain Fiquet「フランスにおける電気供給の法的枠組み」(八七—九八頁)、Hans Heitzer「ドイツ連邦共和国における設備被拘束」(電気) エネルギー供給システム——国营化、閉鎖的供給区域、第三者のためのネットワークのアクセス、ことに接続と託送」(九九—一〇九頁)、Hans Peter Hermann「欧州共同体加盟国における電気事業制度基礎」(一一—一四三頁) の全体六報告から成る。各論文の執筆者について勤務先の都市

名が記載されているのみで、肩書き等は一切紹介されていないが、全員実務家で、評者が欧州出張時に編者から聞いたところでは、Pfeifer は弁護士、Cottarelli は Electricity Council、Bontius は SEP、Fiquet はフランス電力公社、Heizer は Bayernwerk、Neumann はドイツ電気事業連合会(いずれも報告当時)である。以下各論文の概要を評者のコメントを付しつつ簡単に紹介しておきたい。

第一のアメリカ合衆国に関する Pfeifer 論文は、実に本書の三分の一弱を費している。先ず、近時の合衆国電気事業の競争現象を指摘した(一五頁)のち、合衆国電気事業の現状(企業形態、事業規制、事業者間の協調等)を要領よく説明している(二六―三〇頁)。次いで、競争問題のうち、本論文の副題にもなっている第三者の電気輸送ネットへのアクセス問題を重点に論じているのである(二六、三〇頁以下)。若干の例外を除いては電力ネットは、事業者自身の電気輸送のために作られており、他者の電気の輸送は契約方式によるが、「他の」供給者のための輸送(Ubertragung von Fremdenenergie für Lieferanten)と、「他の事業者の」需要家への輸送(Ubertragung von Fremdenenergie für Kunden)との区別があり、前者はさらに、他の被規制事業者により発電された電気(の輸送と)、自家発による電気(の輸送)の輸送の場合とがある(三〇―三三、四〇頁)。

連邦動力法(Federal Power Act)により高圧ネットの輸送に  
関して、「かつては連邦動力委員会(FPA)現在では」連邦エネ

ルギー規制委員会(FERC)が、料金等の条件に関して規制権限を有し、ある条件下では事業者に輸送を命じることでもできるが、FERCは送電線網の建設・立地に関しては影響力を殆ど有しない(三三、三六頁)。電気事業者への輸送ないし託送の義務づけ(Durchleitungspflicht)は、原子力発電による電気輸送に関する原子力法の規定のみで、連邦公益事業規制政策法(PURPA)のFERCによる託送義務づけ(小稿「公益事業規制政策法と合衆国憲法第十修正」『法学研究』五九巻二二二頁、二二六頁、「米国コージェネレーション法制論序説(二)」『法学研究』六一巻一〇七頁注13、八七頁注1、山谷修作「電気事業における規制緩和と公益事業学会編『現代公益事業の規制と競争』六四―六頁(八九年)参照)は、多くの条件下でしか認められないとの限界を有する。FERCが、電気事業者の合併に際し、過剰(「送電」)設備を第三者にも利用させる条件下で合併を認める決定をしたのが、託送に関してFERCが例外的に権限を行使した例である(三七―三八頁。なお本書三七頁に引用のOttel-Fair事件につき、今井賢一「現代産業組織」三五頁注19(一九七六年)参照)。

より強い託送命令立法化の提案はこれ迄にもあるが、近い将来連邦議会が法改正をしそうにはなく、近時はむしろ連邦ならびに州の規制当局による展開がみられるとして、FERCの規則改正案(小稿「米国コージェネレーション法制論序説(二)完」本誌六一巻二二二頁)における競争入札導入に関連した託送構想(四六一―四七頁。なお、山谷・前掲六六頁参照。但し、別稿で詳論す

るが、厳密には「託送」問題は規則案の理由書において参考意見的に述べられているにとどまり、成文化された規則案自体には含まれていない。なお州段階での競争入札に関連した託送について、小稿「コメント・電気事業における規制緩和」公益事業学会編・前掲七八頁参照）、託送料金認可基準の改善（四七、五一頁）等を紹介する。最も争点となる最終需要家、ことに、産業用需要家への託送問題については、各州の規制当局も電気事業者も反対であるという（四八頁）。仮に託送がより導入されれば、需要家のうち従来通り供給義務・料金等の規制が必要な「家庭用ならびに中小の産業用ないし民生用」需要家の第一グループと、自己の危険において契約によって有利に電気を購入出来るため伝統的な供給義務や料金規制の不要な大口の産業用ないし民生用需要家の第二グループに分けて、閉ざされた供給区域は前者に関して成り立つにとどまると指摘する（五〇―五一頁）。

Pfeifer 論文は、合衆国法に詳しくない欧州人を相手に執筆されているだけに、詳しい背景説明も付されており、米国人だけを対象に書かれている一般の米語論文よりも我々には分かりやすく、極めて有益である。ただ、不満として、第一に、本論文には注記ならびに出典が一切付されていないため、より詳細な情報を検索できないことと、第二に、テクニカルタームが全て独訳されてしまっており、米語で一体何を指しているのか、しばしば読者を困惑させることがある。合衆国法に関する貴重な論文であるだけに、特に右の第一点は、本論文の価値を結果

的に減少させかねないように思われ、誠に残念なことにように評者には思われるのである。

第二の Cottrell 論文は、英国のいわゆる電力民営化の概要を、民営化法の草案作成段階で執筆したものであるが、評者が理解する限りでは、昨年成立した Electricity Act of 1989 の内容と食い違うところはない。なお、送電会社と配電二社との契約関係について、送電会社が発電会社から電気を購入し、配電二社に必要な電力を販売するとの第一提案と、各配電二社が直接発電会社と取引した上で、送電会社の送電線を利用して電気を購入するとの第二提案とが議論されたことが述べられており、興味深い（五九―六〇頁。現実には前者の方式を選択するやに評者は聞いている）。その他には、本論文に特別目新しい内容はなく、電力民営化に関しては既にわが国で十分知られており、評者自身関連する別稿で若干論じたこともあり（小稿「英国エネルギー法（一九八三年）に関する一考察——英国電力民営化論序説」、雄川一郎先生献呈論集・行政法の諸問題・下（一九九〇年）ならびに注で引用の各文献）、本論文の紹介はこの程度にしておきたい。

第三の Bonnis 論文は、オランダにおける電気事業の歴史を述べ（六五―七二頁）てから、一九八八年の電気事業の制度改革の概要を述べているが、これも法案段階の論文にとどまる。同年の電気事業改革の背景として、ことに電力多消費型産業にとって石油危機以後電気料金問題が顕著になったことを指摘している（七二頁）。改革案は多岐にわたるが、競争導入として、配

電会社が発電者から自由に電気を購入できること、特定の大口需要家が発電者から電気を直接購入したり、「フランス等から安い電気を」輸入できること、それに関連して、SEPは、電力輸入に止まらず、配電会社または大口需要家のために託送義務を負うこと(八一―八五頁)が注目される(その他の点は八三―八五頁参照)。

第四の Fiquet 論文は、フランスの制度について述べており、わが国と制度の基礎が異なるものそれ自体なかなか興味深い。が、紙数の関係で内容の紹介は割愛したい。

第五の Heizer 論文は、西ドイツの競争制限防止法(カルテル法)第五次改正政府案「のうち、電気事業関係」を中心に述べる。「より競争 (mehr Wettbewerb)」という方向は、既に同法第四次改正(小稿「電気事業における独占と競争——熱供給自家発電への日独法比較」『公益事業研究』三八巻一号とくに二〇〇頁以下参照)から引継がれており、ドイツ電気事業の競争力は強化されねばならず、それによって一九九二年からの欧州統合市場の導入とともに不可避なフランス「電力公社(BEG)からの安い原子力発電による電力輸出」競争圧力に対してより持ちこたえられ得る(九九頁)。ドイツの産業需要家が批判するフランスとの電気料金格差は、ドイツにおける国内炭保護「による石炭発電」、原子力発電許可の長期化・税制等による建設費高騰、環境対策費、フランスにはない「自治体への」道路占用料等に起因する(二〇〇頁)。したがって、他のEC諸国と足並みを揃えない

「一方的なドイツ立法者の(地域独占緩和を含む競争導入)」規定は、国際的な競争におけるドイツ供給企業の競争状態を悪化させる」と懸念を表明する(二〇一頁)。議論の前提として、電気事業の技術的・経済的設備被拘束性、設備投資の長期の懐妊期間、サーウィスの貯蔵不可能性、特質、法的(供給義務、許認可、カルテル法上の濫用規制)特質、事業者の実数等を述べ(二〇二―四頁)た上で、今回の改正提案を論じている。

カルテル法改正案の第一は、供給企業に関する「道路占用契約(Konzessionsvertrag)」と「境界設定契約(Demarkationsvertrag)」(小稿・同右九三頁参照)とについて、「小稿・同右一〇七頁で述べたように、第四次改正で道路占用契約の有効期間を二〇年に区切ったが」境界内での道路占用契約が失効すると境界設定契約も無効になるとの両契約の「同時性(Synchronisierung)」案である。政府草案理由書は、これは第四次改正の立法者が、意図していたことの仕上げ(Ausformung)に過ぎないと、言うが、そんなことはないという。すなわち、連邦参議院委員会がいうように、「第四次改正における」境界保護契約の期限づけは、「閉ざされた供給区域」からの基本的な方向転換を意図したのではなく、「閉ざされた供給区域」保護契約の合理的効果を肯定した上で二〇年後に当該契約の「合理的結果」を審査できるようにしたものである(二〇五頁)。ところが今回の政府草案は、境界設定契約の一部または全部を反古にし、競争の合理的効果を優位にするもので、第四次改正の「閉ざされた供給区域」保護契

約の合理的効果を決定的に破り、将来的に供給区域の分断を決定するもので、(電気事業者にとっては供給区域の一部喪失とともに、隣接事業者の浸蝕を防止するために競争上料金を低く押さえる場合が出てきて、そうしたつづけは全需要家わけでも中小需要家にまわり) 水平供給の弊害は自明であるという。加えて、道路高権を有する自治体の直営の供給事業と民間事業とでは、互いに武器の平等でなく、競争政策上道路高権に基づく自治体事業にかんぬきをさすべきだと批判する。結論的に、供給事業の少くも一部について「閉ざされた供給区域」から「競争原理」に変えようと思うと、雪崩現象がやって来るというのである(一〇六—七頁)。

カルテル法改正案の第二は、託送(Durchleitung)に関する[同じく第四次改正で付け加えられた濫用規制の一類型としての「託送拒否」規定のうち、「託送が、供給事業者の区域内の第三者への供給を導くときは、託送の拒否は一般的に不当ではない」(傍点引用者)との但書き(藤原・同右一〇二、一〇五—一〇六頁)を削除しようという]提案である。改正案第一点に比べるべくと控え目で、託送[拒否が濫用と判断されるの]は例外的な場合と考えられるけれども、立法理由と後の法運用とは別になり得ると懸念を表明する。加えて、第一点改正点と結び付いて「境界設定契約による足かせなく」託送が行われると、特に産業用大口需要家が託送を利用して安価な電気を購入することによって「事業者の」供給構造の悪化をもたらし、中小需要家の

不利益をもたらすが、これは概して傾向上のもので個別事案において判断されにくいとの問題点があるという(一〇八一—一〇九頁)。さらに本提案は、市場の規制緩和ではなくより統制的な誘因になるという(一〇九頁)。このようにHützerは今回の政府提案に消極的見解を述べているのである。

実は、本書刊行後、実際にカルテル法改正が行われ、右に議論された二点に関して言えば、政府案に従って改正されている(Fünftes Gesetz zur Änderung des Gesetzes gegen Wettbewerbsbeschrankung vom 22. Dez. 1989, BGBl 1989 Teil I S. 2486)。評者は、右の第五次改正の詳細な検討を別稿で行う予定である。本書では、政府案への消極的意見を述べるHeitner論文のみが収録されている点において、評者にはいささか均衡を欠く気がしなくもない。

第六のHermann論文は、先ず従来の欧州の電気事業は、各国別の事業のほかに、国境を超えた電気ネットの協同作業も行ってきたが、各国の大なり小なり国内電気供給の独立性ならびに電気供給構造の国内決定(たとえば第一次エネルギー投入)によって、協調事業者の決定自由は、限定されていたと経緯を述べる(一一三頁)。欧州共同市場を目指す一九五七年の欧州経済共同体条約(条約二ないし三条以下)の下での八六年の単一欧州議定書は、欧州市場統合を一九九二年一月三十一日と定め、同時に特定多数決制度(条約一〇〇条のA)を採用した(一一三四頁。なお、条約ならびに議定書は、岸上慎太郎・田中友義『EC一九九二年ハンド

ブック』一一九、一六七頁（八九年）に訳出されている。以下断りなき限り条文は同訳による。EC条約は電気事業に関する特別の規定を設けていない。エネルギー供給事業は、条約八条のA二項「域内市場は、本条約の規定に従い、物、人、サービスおよび資本の自由な移動が確保された域内に境界のない領域で構成される」によって国境を超える他のEC諸国の市場力から保護されない。EC条約の中心的出発点は競争によって刻印づけられる（条約三条一号「共同市場内において競争がゆがめられないことを保障する制度の確立」、八五条以下「競争に関する規則」）が、個別経済領域の競争の形成に関する詳細な案内まで与えていない。電気供給市場に適合した、電気供給の目的が達成される特定の限界条件が必要なのだという（一一五―一六頁）。しかし、欧州電気市場の目的を十分確保することは困難で、また、電気事業の機能的競争の限界を明らかに見通すのも十分ではない（一三〇―一三二頁）。電気事業は、（需要に対して常に同時かつ瞬時にサービス提供を行うという電気事業の特質から）秩序原則として、「自由競争」は排除され、限定的競争（*reduzierter Wettbewerb*）が可能か否かにとどまるが、その答えはEC各国異なる。国有企業（フランス等）から民間企業協調・国家統制（西ドイツ等）という形態の相違があり、特に大規模発電と電気輸送の協調が問題とされている（一一七―一八、一三二頁）。電力輸送ならびに配電における競争と、電気供給の目的とが合致しないことに、

疑いはないという。また、無制限の発電独占は、電気供給の目

的に必要なく、自家発と事業者のネットへの併入を競争要素として考慮すべきであるという。なお、電気が条約上の「物」なのか「サービス」なのかによって差異は生じないという（一三二頁）。

次いで、EC条約のなかから、輸入の数量制限禁止（三〇条）、国家的取引独占の改変（三七条）、競争阻害的合意の禁止（ないし制約的慣行の禁止）（八五条、榊井一仁『EC独禁法ハンドブック』四〇頁（八九年）参照）、市場支配的地位の濫用（八六条、榊井・七九頁参照）、サービス企業における制限的競争（九〇条二項）を取出して若干の検討を行っているが、いずれの場合も、競争原理は内在的制約（*immanence Schranken*）によって制限される（一二二頁以下、一四二頁）。ことに西ドイツに関して論点になる道路、占有契約と境界設定契約について、形式的には国内市場のみを対象にする契約はEC法に直には抵触しないが、（EC法に矛盾するとの説とか、個別事案毎に供給確保性・安価性との結付きを吟味する説とか）学説の対立はあるが、要は競争と競争制限の間の緊張関係に於ける電気供給の目標の判断にかかる問題で、西ドイツ法は、カルテル法による濫用規制の途を選んしており、欧州電気市場の目標に矛盾しないし、条約に矛盾しないとする（一二三―一三五、一四二頁）。また、託送は、英国ならびにオランダの新秩序が託送を認め（二二六、一三六頁）、ECも検討中である（エネルギー総局は、将来的に *common carriage* 化を意図していると言われている。Cf. Gubal, *The 1992 European Internal*

*Energy Market, Energy Policy*, Oct. 518, 521 (1989) 小稿「EC電気・ガス市場統合の動き」日本地域開発センター『規制緩和研究会報告書』一八二、一八七頁(八九年、未公刊)参照)が、託送は「概して電気供給の効率性ではなく、電気需要家の「大口需要家の」特典化と差別」をもたらすもので(一三〇頁)、「第四次改正当時のカルテル法は」託送の要件を限定しており、条約に矛盾するものではないという(一三五―一三七、一三八頁)。総括として、さらなる欧州電気市場の発展は、一方で供給確実性を損ねないことと、他方EC加盟国間でエネルギー政策、ことに環境保護租税が調和し得るかという限界条件にかかっている。現在の国家による秩序システムと、国境を超える「電気融通」連盟システムの強化によって、ECの確実で安価な電気を全体として改善していくべきで、高権的に指導された事業者によって行われべきではないと結んでいる(一四二―一四三頁)。

右の Hermann 論文は、彼の結論への賛否は別にして、各国電気事業法制のEC条約(EC競争法)上の問題点を簡潔にかつ比較的客観的にまとめており、有益である。

日米英独の電気事業規制(緩和)同時進行ドラマを追いかけている評者などにとって、各国の電気事業法制の最近の動向を紹介する本書は、多少の不満点はあっても、誠に有益な文献であることは言うまでもない。最近、ECの市場統合問題の影響もあろうが、外国の法制への関心が西ドイツでも年々高まっているのを感じるが、本書もそのような文脈での産物であろう。こ

とに託送ないし送配電網への第三者のアクセス問題を重点課題に取り上げているのは、誠に時宜にかなった企画と言えよう(なお、本稿校正時に、電気事業者間での輸送に関するEC指令が確定したとの報に接した。Kellaway, *Brussels opens up energy market*, *FINANCIAL TIMES*, May 22, 1990 at 20)。何年か後に同様の企画がなされるときには、日本法の報告を加えることと、出来れば英訳版をも刊行することを期待したいものである。

藤原 淳一郎